

山梨県公報

号外第九号

平成二十二年

三月二日

火曜日

目次

公 告

平成二十二年二級建築士及び木造建築士試験の実施……………一

公 告

●平成二十二年二級建築士及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)に行わせる。

平成二十二年三月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

1 学科の試験

二級建築士 平成二十二年七月四日(日)午前十時から午後五時十分まで

木造建築士 平成二十二年七月二十五日(日)午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士 平成二十二年九月十二日(日)午前十一時三十分から午後四時まで

木造建築士 平成二十二年十月十日(日)午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、それぞれ当該試験の申込みを行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び時間

(1) 期間 平成二十二年四月一日(木)から同月七日(水)まで
時間 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

センターのホームページ(<http://www.jaenic.jp/>)において必要な事項を入力し申し込むこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込受付期間及び時間

(1) 期間 平成二十二年四月十二日(月)から同月十六日(金)まで
時間 (1)の期間中のそれぞれの日の午前十時から午後四時まで

(二) 受験申込書の請求先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階 社団法人山梨県建築士会(以下「建築士会」という。)の事務所

(三) 受験申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階ホール
受験申込書の提出は、受験者本人が直接提出するものとする。

四 合格者の発表

平成二十二年十二月二日(木)を予定している。なお、学科の試験については、二級建築士試験は同年八月二十四日(火)、木造建築士試験は同年九月七日(火)を予定している。

五 その他

設計製図の課題は、平成二十二年六月九日(水)からセンターの各支部及び建築士の事務所に掲示する予定である。また、学科の試験当日に、試験場に掲示する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番